

令和7年度分

市 県 民 税
国 民 健 康 保 険 税
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料
介 護 保 険 料

申告書

米原市長様

提出年月日

年

月

日

提出期限:3月17日



1月1日現在の住所	行政区
現住所	世帯番号
フリガナ	世帯主名
氏名	宛名番号
個人番号	電話番号
生年月日	職業
明・大・昭・平・令	勤務先

令和6年中の所得の状況

昨年中は所得がなかった人の記載欄 (該当するものに○をしてください)

1 次の人に扶養されていた。	(氏名)	(続柄)
	(住所)	
2 昨年中は非課税所得のみの収入であった。(該当を○で囲んでください。)	障害年金	遺族年金
	失業給付金	労災保険
	傷病手当金	
3 その他(生活状況等を記入してください。)		
※ この枠内に記載のある方は、以下の記入は不要となります。		

所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬	社会保険の種類	支払った保険料	円
社会保険料控除			円
			円
			円
⑮	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	円
	円		円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	円
	円		円
生命保険料控除	介護医療保険料の計		円
	円		円
⑯	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円
	円		円
⑰～⑲	⑰ □ 寡婦控除 □ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未帰還	⑱ □ ひとり親控除	円
		(学校名)	
⑳	障害者控除	氏名	障がいの程度
	個人番号	氏名	障がいの程度
⑳～㉒	配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	氏名	生年月日
	個人番号	配偶者の合計所得金額	円
㉓	扶養控除	氏名	生年月日
	個人番号	同居・別居の区分	□同居 □別居 続柄
1	氏名	生年月日	同居・別居の区分
	個人番号	控除額	万円
2	氏名	生年月日	同居・別居の区分
	個人番号	控除額	万円
3	氏名	生年月日	同居・別居の区分
	個人番号	控除額	万円

16歳未満の扶養親族(控除対象外)	1	氏名	生年月日	同居・別居の区分	□同居 □別居 続柄
	2	氏名	生年月日	同居・別居の区分	□同居 □別居 続柄
		個人番号			
	3	氏名	生年月日	同居・別居の区分	□同居 □別居 続柄
		個人番号			

別居の扶養親族等がいる場合には、右記「別居の扶養親族等」に関する事項に氏名、個人番号および住所を記入してください。

㉔	雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	雑損控除	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
		円	円	円
㉕	医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	円
	円			円

収入金額等	事業	営業等	ア	円
	事業	農業	イ	
	不動産	ウ		
	利子	エ		
	配当	オ		
	給与	与	カ	
	雑	公的年金等	キ	
		業務	ク	
	その他	ケ		
		雑	コ	
所得金額	事業	営業等	①	
	事業	農業	②	
	不動産	③		
	利子	④		
	配当	⑤		
	給与	⑥		
	雑	公的年金等	⑦	
		業務	⑧	
	その他	⑨		
		合計	⑩	
総合譲渡・一時			⑪	
合計			⑫	
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬		
	小規模企業共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮		
	地震保険料控除	⑯		
	寡婦・ひとり親控除	⑰～⑱		
	勤労学生・障害者控除	⑲～㉑		
	配偶者(特別)控除	㉒～㉔		
	扶養控除	㉕		
	基礎控除	㉖		
	⑬～㉔までの計	㉗		
雑損控除	㉘			
医療費控除	㉙			
合計	㉚			

別居の扶養親族等に関する事項	
氏名	住所
個人番号	
個人番号	
個人番号	

◎添付書類は裏面に貼ってください。裏面にも記入する欄がありますから、注意してください。
◎医療費控除で、セルフメディケーション税制(スイッチOTC)による医療費控除を受ける場合は、「医療費控除」欄の区分の□に「1」と記入してください。

◎日雇・大工・左官・内職等の人

配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

寄附金に関する事項

都道府県 市区町村分 (特例控除対象)	円	条例指定分	都道府県	円
住所地の共同募金会、日赤 部分、都道府県、市区町村分 (特例控除対象以外)	円		市区町村	円

総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右の二の金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。

株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

山林所得・退職所得に関する事項

事業専従者に関する事項

特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市県民税の納税方法